



わが国の“知”を集めて
日本発の「創知産業」を
実現します

The IPSN Quarterly

東京都千代田区丸の内1-7-12 9F 7階-10階
Tel:03-5288-5401

知的財産戦略ネットワーク株式会社 ニュースレター

2017年夏(第30号)

Intellectual Property Strategy Network, Inc. (IPSN)

■ CONTENTS ■ ■ ■

LSIPファンドの成果が遂に産業化に向けて船出！ [1](#)

ライフサイエンス分野の知財状況(1)
IPSN アドバイザー 宇佐見 弘文 [2](#)

【寄稿】
バイオベンチャーに関する投資動向と
オープンイノベーションへの取組 [6](#)
SMBCベンチャーキャピタル(株)
執行役員 投資営業第二部長 時田 太郎氏

第16回IPSN講演会のお知らせ [9](#)

Bio Japan2017に出展のお知らせ [10](#)

東京都・ライフサイエンスベンチャー商談
会支援事業受託 [10](#)

INFORMATION [11](#)

LSIPファンドの成果が遂に産業化に向けて船出！

～創業ベンチャー「HanaVax」への独占的実施権許諾

知的財産戦略ネットワーク(株)(IPSN)は、2017年1月31日のLSIPファンド終了に伴い、早期に産業への導出が可能であると判断された案件をLSIPから譲り受け、ライセンス活動を積極的に展開して参りましたが、この度、第1号案件として東大発ベンチャー企業「HanaVax」との間で独占的通常実施権許諾契約が締結され、産業化へ向けての航海に船出することができました。

LSIP (Life-Science Intellectual property Platform Fund) は、(株)産業革新機構及び民間4社の出資により、2010年8月、ライフサイエンス分野の知的財産に投資する我国初の知財ファンドとして設立されました。

LSIPは、国内の各大学・研究機関(アカデミア)の知財価値向上を支援すると共に、複数機関の知的財産を集約(バンドリング)して利用価値を高めたうえで、ライフサイエンス産業にライセンスアウトする或いはバイオベンチャーの創生に資することを目的としており、製品に至るまで長期間を要し、かつ成功確率の極めて低いライフサイエンス分野では世界に類をみない新しいコンセプトのファンドであり、このようなコンセプトが本当に機能するかどうかの実験的な取組みとしてスタートしました。特にアカデミアにおけるEarly Stageの研究成果については、短期間での投資資金の回収を超えて、将来の産業化における可能性を追求しつつ、下記3つの具体的なミッションを設定し挑戦しました。

- ① 国内大学及び研究機関並びに製薬企業等と良好な関係を構築していること。
- ② LSIPにより取得された特許権等に対して、適切な追加研究を行い、相当数のライセンス実施又はその見込みがあること。
- ③ 国内大学及び研究機関等の保有する特定分野の特許権又はその実施権を相当数取得し、製薬企業等の潜在顧客にとって有益なバンドリングが行われていること。

これらのミッションについては、LSIPファンド終了時、大きな成果が得られましたが、投資資金の回収という面では、今後、さらに5～10年のスパンで評価して行かなければならないと考えております (IPSN Quarterly No.28号ご参照)。(次ページに続く)

東大発ベンチャー企業「HanaVax」への独占的通常実施権許諾は、この投資資金の回収という面からは大きな第一歩と考えられます。

LSIPは、2014年に3大学から肺炎球菌の経鼻ワクチンに関する技術の権利を譲り受けて特許支援・企業紹介活動などを展開してきましたが、2017年1月末のLSIPファンド終了後は、IPSNが当該案件の権利を譲り受けて引き続き社会実装に向けての活動を継続してまいりました。その結果、今般、本年7月に肺炎球菌に対する次世代型経鼻ワクチンの開発を行う創業ベンチャー「株式会社HanaVax」とIPSNとの間で当該権利に関する再実施権付独占的通常実施権許諾の契約が締結されました。

呼吸器感染症に対するワクチンは、全身系の免疫に加えて、病原体の侵入門戸である呼吸器粘膜に

「粘膜免疫」を誘導できる経鼻ワクチンがもっとも有効なワクチンと考えられています。肺炎球菌ワクチンのグローバルな市場規模は6,000億円と想定されている大型製品であり、早期の臨床試験実施を目指しています。

LSIPから受け継いだ上記以外の案件もライセンスアウトの可能性が高い案件であり、すでに交渉相手先が決まっている案件もあります。IPSNでは、引き続きアカデミア発シーズの社会実装・バイオベンチャーの創成に向けた取り組みに注力すると共に、投資資金の回収という面についても5～10年のスパンで挑戦して行きたいと考えております。(了)

ライフサイエンス分野の知財状況（第1回）

知的財産戦略ネットワーク(株) アドバイザー 宇佐見 弘文

※次号との連載でお届けします。

1. IT（情報技術）を医薬製品開発の革新的な技術として活用

ドイツの中部にあるハノーバーにおいて、2017年3月19日（現地時間）に日独政府は「ハノーバー宣言」を採択した。医薬分野を含むいろいろな製品の開発に繋がるIoT技術や人工知能（AI）などの先端技術について、研究開発や国際標準規格の策定を両国が協力して行う。両国の協力は、主に自動車分野の自動運転の開発に有効と目論まれているが、中小企業を含む医薬分野の新製品開発に革新的な影響を間違いなく及ぼすことができる。

磁気共鳴画像装置（MRI）で得られる画像や個人の診断結果などの蓄積情報に基づいて的確に診断する方法、診断薬、診断装置、治療薬などの開発にITの先端技術が現時点でも活用され進展している。この動向は、日独に限定されるものではなく、世界的な動向になっていると思われる。

人工知能の技術に関する研究開発競争が世界的に激しくなっていることは、特許出願数の急増に少なからず影響を与えている。特にここ数年のAI技術関連の特許出願数の急増には著しいものがある。日本、米国および中国におけるAI関連の特許出願件数について2010年前後の5年間を比べてみると、中国の特許出願件数は2～3倍に増えており、米国での増加数を遥かに超えている。しかし、日本での特

許出願数はここ数年減少傾向にあると言われている。2017年1月17日にダボスで開催された世界経済フォーラムの年次総会で、中国の習近平国家主席は「AIなどのイノベーションで経済成長をけん引する」旨主張したと報じられている。一方、米国ではIBM、マイクロソフト、グーグルなどの主要IT企業が予想通り活発な研究開発をしており、その結果としての特許出願の件数も増やしている。IBMは医療用の器具や装置に関する研究成果について特許出願を数多く出しているが、関連する研究や開発をする日本企業は当然気付いていることと思う。コンピューター診断装置（CT）やMRIなどの画像診断装置の取り込みを目的として、東芝メディカルシステムを買収するキャノンなどがその日本企業の例である。従って、今回のハノーバー宣言を契機に、日本における医療分野でのIT活用がさらに活発化されると期待される。

日本における平均寿命は男性が80歳で、女性が86歳であり世界の中ではトップクラスにある。この平均寿命は所謂「健康寿命」ではないことから、AIの革新技術を利用することにより快適な生活を維持することが要望され、今後の研究対象にされている。老後のみならず若い時からの日常生活における身体状況のデータを、的確にかつ効率よく収集、蓄積、分析などを行う最適な技術としてAIが活用や検討されつつある。

例えば、公益財団法人がん研究会は、がん患者のゲノム(全遺伝情報)を解析してAIで最適な治療法や医薬を選びだすシステムを開発すると発表している。この動きは、日本のみならず欧米や中国などの高齢化の問題を抱えている国あるいは今後抱える国においても活発化してきている。

2. 韓国における知的財産制度の改善

韓国特許庁は、「2017年新たに変わる知的財産制度・支援施策」を発表した。医薬分野に関連する内容を次に記載する。

(1) 特許出願の審査請求期間が、特許出願日より5年以内から3年以内に短縮される(2017年3月施行)。これにより、特許出願日から権利化までの期間が短縮されると期待される。現実問題として、自社の研究・開発技術と技術的な範囲(権利範囲)が重なる恐れのある他社特許出願については、自社研究・開発の継続や変更などを決めるために、審査状況や認められる権利範囲をできるだけ早く知りたいものである。しかし、自社研究・開発の現状や方針を他社に把握されることを回避するあるいは遅らせる狙いで、他社の特許出願に対する出願審査の請求を自社名で行わない。自社の動向を他社に察知されないように、他社の特許出願の審査請求の有無や審査の進展を客観的に見守る(静観する)特許戦略がある。今回の改正により審査請求期間が短縮されたことにより、特許出願日より3年以内に他社の権利化動向(他社が審査請求するか否か)を把握することができる。他社が出願日より3年以内に出願審査の請求をしていないことを確認できれば、この他社特許出願を意識することなく自社技術の研究・開発や製品化を安心して進めることができる。また、他社が出願日より3年経過直前に出願審査の請求をした場合、審査に要する期間に相違がなければ、出願日より5年経過直前の審査請求に比べて権利範囲の確定時期が2年間早まることになる。従って、この場合も他社出願の権利範囲を従来に比べて早く確認できるので、自社の研究・開発や製品化への影響の有無を早く判断できることになる。研究開発費に多額を投資する医薬品の分野における企業経営に大きな影響を及ぼす。

(2) 特許権設定登録の公告日より6ヵ月以内であれば、誰でも特許取消の申請をすることができる(2017年3月施行)。特許取消の申請を「誰でも」できることから(形式的な又は表面的な)係争が増えると予測され、特許権の安定性(権利行使)に悪い影響を与え

られると思われる。韓国では、特許権の設定登録の公告日より6ヵ月以内に特許取消の申請を提出して、特許権の行使(権利侵害製品の販売停止の仮処分や判決)の時期を意図的に遅らせる特許戦略を侵害者が取ることができる。

3. 日本における後発薬(保護特許期間満了の医薬品を含む)の動向と係争

(1) 2017年3月28日に田辺三菱製薬は、100%子会社である田辺製薬販売が扱う後発薬事業をニプロに譲渡(譲渡日は2017年10月1日)することを発表した。田辺三菱製薬から後発薬事業の譲渡を受けて、ニプロは特許権による保護期間が最近満了した医薬品を含めて約80種類の後発薬を製造販売することができるようになる。これらの後発薬の製造販売において、ニプロは田辺三菱製薬の商品名も使えるようになり後発薬事業を強化していくと思われる。医療費削減のための後発薬の普及促進や薬価の引き下げなど厳しい状況下において、武田薬品工業とテバ社の合併会社である武田テバ薬品、塩野義製薬から睡眠導入剤(昨年特許期間満了)を含む複数の製品を買い入れる共和薬品工業などによる事業再編が進んでおり、国内外での後発薬事業の競争が激化しつつある。

(2) 2017年3月28日には、高血圧治療剤、抗生物質、抗精神病剤、抗潰瘍剤など16製品の後発薬を投資ファンドのユニゾン・キャピタルに売却することを、アステラス製薬は発表している。売却により移管は2020年4月までに行われるとのこと。降圧剤「ミカルディス」の特許は2017年1月に保護期間満了になるなど、主力医薬品の特許期間満了にともなう後発薬事業の採算性を維持し発展させることが難しいと、アステラス製薬は判断していると思われる。そこで、特許で保護されている新しい医薬品を開拓することで収益の維持・増加を図る事業に集中するために、2016年に胃がん治療薬候補を開発するドイツの創薬ベンチャー企業を買収し、また2017年4月3日には更年期障害のほてり治療薬を開発しているベルギーの創薬ベンチャー企業の全株式を取得することをアステラス製薬は発表している。

アステラス製薬は今後も特許権で保護されている医薬品の開発・販売に力を入れていくと思われることから、他の大手製薬企業と同様に特許の期間満了した後発薬の売却と新薬の開発を手掛ける創薬ベンチャー企業の買収などを継続していくと予測される。

(次ページに続く)

(3) 後発薬メーカーが中外製薬の製法特許を侵害していると認定した知的財産高裁大合議判決に対して後発薬メーカーから上告されていた。2017年3月24日に最高裁第2小法廷(鬼丸裁判長)はこの上告を棄却する判決をした。この最高裁判決により、知的財産高裁の判断「後発薬メーカーは中外製薬の製法特許を侵害する」が認められて確定する。

中外製薬の製法特許は、皮膚が硬くなる角化症の治療薬「オキサロール軟こう」の製法に関するものであるが、裁判所では後発薬メーカーの製品や製法が中外製薬の特許権(請求項)の記載(技術)内容と実質的に同じか否かについて争われた。最高裁はその判決理由において、特許の審査過程において「特許出願者が特許の範囲から意識的に外した部分に違いがあれば、特許侵害ではない」(禁反言)を肯定した上で、後発薬メーカーの製法は「特許の範囲と一部異なるが、実質的には同じ製法に当たる」(均等論に基づく)と判断をしている。即ち、後発薬メーカーの製法は、中外製薬の製法特許の権利範囲に記載されている製法と部分的に相違すること、その相違部分を中外製薬は製法特許の審査過程において故意に除外していないと最高裁は認めている。その上で、後発薬メーカーの製法は、中外製薬の製法特許の権利範囲に記載の製法と「文言的(表現的)に相違する」部分があるが「実質的に同じ」であるので、中外製薬の製法特許の権利範囲に入る(均等論に基づいて解釈)と判断している。

この解釈は従来の判断や判決に従うものであり、均等論に基づく特許権の権利範囲の解釈に新たな基準を導入するものではない。従って、特許権の侵害有無(の可能性)に関する判断は、今後も禁反言や均等論の解釈の相違により異なる難しい検討課題として後発薬メーカーに残されることになる。

4. 日本における存続期間が延長された医薬品特許の権利範囲

医薬品を保護する特許権の存続期間は特許法第67条の規定により最大5年間延長することができ、その延長期間における特許権の効力(範囲)は特許法第68条の2に規定されている。しかし、延長期間における特許権の効力についての解釈問題が以前より少なからず発生している。

2017年1月20日に知的財産高裁(大合議、設楽隆一裁判長)は、延長期間における医薬品の特許権の効力について判断基準の一例を示した。今回の係争事件でスイス製薬会社デビオファーム社は、日本

での提携先の製造販売品である抗がん剤「エルブラット」の特許権(延長期間中)を後発薬メーカーが侵害するとして訴えを起こしていた。一審の東京地裁は、後発薬メーカーの販売製品による特許侵害を否定する判決を出した。この東京地裁の判決を、知的財産高裁は支持する判決を行った。

知的財産高裁は、延長期間中の特許権の効力が及ぶ医薬品と「成分や分量、用法などにわずかな差異や形式的な差異しかない場合、実質的に同じ医薬品」に該当するので、実質的に同じ医薬品に対しては延長期間中の特許権の効力が及ぶとの解釈を示している。その上で、後発医薬品メーカーの販売製品に含まれる添加物は、「周知の技術で付加される有効成分以外の成分」に該当せず、また「用法や用量に意味のない程度の差異しかない」添加物ではないことから、「実質的に同じ医薬品」ではないとの判断を知的財産高裁はしている。この判断においては、「有効成分以外の成分」の種類、添加量など、および「意味のない程度」の差異の判断基準などが明確に示されておらず、延長期間中の特許権の効力が及ぶ範囲の解釈を明確にできないことから今後も解釈に相違が生じるとと思われる。

特許法第六十七条 特許権の存続期間は、特許出願の日から二十年をもって終了する。

2 特許権の存続期間は、その特許発明の実施について安全性の確保等を目的とする法律の規定による許可その他の処分であつて当該処分の目的、手続等からみて当該処分を的確に行うには相当の期間を要するものとして政令で定めるものを受けることが必要であるために、その特許発明の実施をすることができない期間があつたときは、五年を限度として、延長登録の出願により延長することができる。

特許法第六十八条の二 特許権の存続期間が延長された場合(第六十七条の二第五項の規定により延長されたものとみなされた場合を含む。)の当該特許権の効力は、その延長の理由となつた第六十七条第二項の政令で定める処分の対象となつた物(その処分においてその物の使用される特定の用途が定められている場合にあつては、当該用途に使用されるその物)についての当該特許発明の実施以外の行為には、及ばない。

5. 中国における改正「專利審査指南」の施行

中国知識産権局が2017年2月28日に公布した改正「專利審査指南」は、2017年4月1日より施行されている。医薬分野に関連する改正として、第2部第10章(化学分野の特許出願審査の規定)に次の「3. 5 補足実験証拠」が記載されている。この改正により、特許出願後に実験データを提出して審査官に審査をしてもらうことが可能になる。改正前は、「出願日以降に補足提出された実施例や実験データは考慮しないものとする」であった。

3. 5 補足実験証拠

明細書で十分に公開されているか否かを判断する場合は元明細書及び請求項に記載された内容を基準とする。
出願日以降に補足提出された実験データに関し、審査官は審査しなければならない。補足実験証拠が証明する実験効果は、当業者が專利出願公開の内容から得られるものでなければならない。(アンダーラインが改正部分)

この「專利審査指南」は、第4部第3章において無効審判請求の審査について次の改正内容を含む。

(1) 特許権者の「請求項のさらなる限定・明らかな誤りの修正」を認めた上で、「請求項のさらなる限定とは、請求項中にその他の請求項中に記載された1つ又は複数の技術特徴を補充し、保護範囲を縮小することをいう」と記載されている。即ち、改正前の「請求項の併合」が、「請求項のさらなる限定・明らかな誤りの修正」に変更された。但し、「請求項のさらなる限定・明らかな誤りの修正」は、次の「4. 6. 3 補正方式の制限」に記載されている3つの状況についての答弁期間以内に限って認められる。

4. 6. 3 補正方式の制限

專利復審委員会で審査決定を下すまでに、專利権者は請求項又は請求項に含まれる技術法案を削除することができる。

下記3つの状況についての答弁期間以内に限って、專利権者は削除以外の方式によって権利要求書を補正することができる。

(i) 無効宣告請求書に対するもの

(ii) 請求人が追加した無効宣告事由又は補充した証拠に対するもの

(iii) 專利復審委員会が引用した、請求人が言及していない無効宣告事由又は証拠に対するもの。(アンダーラインが改正部分)

(2) 今回の改正では、特許権者が「削除以外の方式で補正した請求項について」、請求人も「無効宣告理由を追加し」、そして「補正した内容に対して追加した無効宣告理由について具体的に説明した場合」に初めて審査(考慮)されることになる。

上記(1)および(2)より、特許権者が特許無効審判を請求された場合、対応策として改正前はある請求項を減縮する目的で他の請求項と併合(他の請求項に記載の限定を全て取り込む)していたが、今回の改正により他の請求項に記載の限定を部分的に取り込むことで請求項を減縮して無効理由に対応することが可能になる。(次号に続く)

著者略歴: 宇佐見 弘文(うさみ ひろふみ)



職歴: 武田薬品工業株式会社 知的財産部 特許GM、大阪医薬品協会 工業所有権委員会 常任委員、京都大学大学院法学研究科 客員教授、日本知的財産協会 業種担当理事、台湾国立雲林科技大学科技法律研究所 客員教授、大阪工業大学大学院知的財産研究科 教授を歴任、2013年より知的財産戦略ネットワーク(株) アドバイザーに就任。

著書: 企業発展に必要な特許戦略

論文: 薬学雑誌、特許管理、ファームステージ、国際医薬品情報、知的財産専門研究、特技懇、知財管理、PHARM TECH JAPAN、科学と工業などに掲載

バイオベンチャーに関する投資動向とオープンイノベーションへの取組

SMBCベンチャーキャピタル株式会社（SMBC-VC）
執行役員 投資営業第二部長 時田 太郎

1. バイオベンチャー支援の現状

イノベーションの中核的な担い手として、アカデミア（大学・研究機関）発のベンチャーが注目されている。

2000年代前半にも、政策的な後押しにより大学発ベンチャーの新設を促す動きがあり、ピーク時には年間250社の大学発ベンチャーが新設された。

2010年以降は、年間50社程度に減少したが、2013年「日本再興戦略」にベンチャー振興が明記されたことから、ベンチャー支援の動きが加速化し現在に至っている。

SMBC-VCでも、ライフサイエンスに注力した投資部署を設け、バイオベンチャーへの投資を積極化している。また、2000年以降の約20年間で、バイオベンチャー側もそれを支援する側も、成功と失敗を経験し、様々な関係者によって、バイオベンチャー支援の対策が分析・整理されてきた。概略ではあるが、具体的に主な対策を簡単に纏めると、以下の表となる。

【バイオベンチャー支援の対策】

項目	方針	対応策
資金	ベンチャーキャピタル機能の充実	①投入資金の増額 ②ハンズオン（経営支援）力の強化 ③公的資金の活用
知財事業化	オープン・イノベーション	④専門家との協働 ⑤既存企業との協働
人材	人材確保と育成	⑥交流・循環（人材プール） ⑦再挑戦の受け皿
業務環境	支援制度の充実 エコシステム・文化の醸成	⑧起業家教育 ⑨グラントの整備 ⑩公的支援機能の一本化 ⑪エンジェル税制 ⑫M&Aの推奨

また、参考までに茲12年間のバイオベンチャーのIPO（株式公開）社数について概観すれば、以下の表の通りである。

年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
IPO数	2社	1社	3社	3社	3社	1社	3社	3社	5社	2社	3社	1社

本稿では詳細な分析は行わないが、社数についてみれば、年間概ね2～3社程度が精一杯である。今後の日本の成長産業として期待されているものの、まだ層が薄いのが実態である。

本稿では、SMBC-VCの資金面とオープンイノベーションへの取組について紹介する。

2. 資金面の取組

SMBC-VCでは、アカデミア発、すなわち、日本国内の大学及び公的研究機関等から生まれる技術シーズの事業化をサポートするために、2014年12月に「産学連携ファンド1号」(ファンド総額10億円)を新設した。

同1号ファンドが、2016年に投資組み入れを完了したため、2016年7月には後継ファンドである「産学連携ファンド2号」(ファンド総額10億円)を立ち上げた。

また、産学連携ファンド2号は、2014年に新設された国立大学傘下のベンチャーキャピタルとの協働も視野に入れ、ファンド運用期間を従来の10年から15年とし、事業化の継続的な支援体制を強化している。

これまでの具体的な投資先は以下の通りである。

① 株式会社幹細胞&デバイス研究所

当社は、2014年に設立された京都大学発のバイオベンチャー。

京都大学物質・細胞統合システム拠点の設立拠点長である中辻憲夫名誉教授他が開発したヒト iPS 細胞由来の心筋細胞等を分化誘導する技術とナノファイバー等のデバイス技術を融合させて、これらの細胞を成熟化・高機能化させることによりドラッグスクリーニング用途向けの細胞デバイスを開発・販売する。

同社に対しては、設立当初から、京大イノベーションキャピタルと共同して出資する他、事業計画、資本政策の策定について、助言を実施している。

② 株式会社マトリクソーム

当社は、大阪大学関口清俊教授と株式会社ニッピとの共同研究成果を基に、2015年に設立された再生医療の基盤となる幹細胞培養基材の開発・販売を手掛けるバイオベンチャー。

当社の幹細胞培養基材の開発に際しては、公的な資金(科学技術振興機構、日本医療研究開発機構)による支援の他、iPS細胞の樹立・培養法を研究している京都大学や培地開発を進める味の素株式会社とも緊密に連携、主力品「iMatrix-511」は、京都大学iPS細胞研究所をはじめ、国内研究者に用いられている。

同社に対しては、設立段階から大阪大学ベンチャーキャピタルと共同して、事業計画や資本政策の策定について助言を実施し、設立出資も行った。

③ エディジーン株式会社

当社は、タンパク質構造解析の第一人者である東京大学濡木理教授の研究成果を活用し、改良型CRISPR酵素を含む次世代型創薬システムの構築、希少疾患等に対する医薬品開発を行う創薬ベンチャー。

2015年に設立され、自社創薬パイプラインの開発に加えて、製薬企業とテクノロジープラットフォームの提供を通じた共同研究を実施している。

同社に対しては、設立直後から、運営実務の支援や資本政策の助言を行うと同時に、出資による資金支援を実施している。

上記投資先はいずれも、今後成長が期待される領域で、注目すべき新しい技術を有しているアカデミア発のベンチャー企業である。①、②は、国立大学傘下のベンチャーキャピタルとも協働して支援を行っている。(次ページに続く)

3. オープンイノベーションへの取組

この数年、製薬企業、大学、行政機関を主体に、様々な形態で実施されている。

グローバルな次元で、「技術革新」と「競争」が進む厳しい事業環境の中、新技術や新製品の開発に際し、知識や競争力のある技術について組織の枠組みを超えて幅広く結集を図るビジネス戦略が重要となっている。

将来性や成長期待は高いものの、リスクの高い新技術や製品開発の実用化に、VC等の外部資源を活用した事例を紹介する。

<株式会社ピオニエ>

製薬企業が有する創薬シーズの開発を目的とするカーブアウトベンチャー。

2015年に設立され、塩野義製薬株式会社が保有する疼痛に関する創薬シーズについて、同社と共同研究を行うことにより研究開発を進める。

成果と時期を定め、創薬シーズを提供した製薬企業等によるM&Aのほか、状況に応じて、IPOやライセンスアウトを目指す。

＊カーブアウト

大企業が自社の事業シーズの一部を“切り出し”、ベンチャー企業を創設する手法。

「選択と集中」や「開発費コントロール」の観点から、十分な開発リソースを投入できなかった事業シーズを、社外の資金や外部人材を活用することで、機動的に開発を進める。

スキームは、大阪商工会議所が、医薬品の開発促進に向けた産学連携を支援する「DSANJ(創薬シーズ・基盤技術アライアンスネットワーク)」を通じて実施している様々な事業化支援の一貫であり、我社においても、公的機関、製薬企業、ベンチャーキャピタルが共同して事業化を支援する代表的な事例である。

製薬企業側は、臨床ステージのアセットに対する資金の重点投入等、経営資源の分配問題から製薬企業内で十分な研究開発に取り組めない創薬シーズに関して、外部資金を活用することで研究開発の機会拡大とスピードアップを図ることが可能となる。

ベンチャーキャピタル側からみれば、日本は海外に比べて、起業家が主導するアントレプレナー型のバイオベンチャーはまだ限られている。シーズの提供を受けた元の製薬企業と一定の連携を保つことが出来れば、より機動的に事業を組成できるメリットがある他、投資出口を株式公開だけに頼ることなく、M&A(企業買収)や早期ライセンスアウト等を展望することができる。

4. まとめ

冒頭でも触れた通り、バイオベンチャー支援の課題は多岐に亘る一方で、茲10数年間で様々な環境整備、支援体制が具体化され、株式公開を果たしたバイオベンチャーは累計で約40社となっている。

茲許、バイオベンチャーを起業し株式公開等、一定の成功を収めたアントレプレナーが、新たに起業を志すバイオベンチャーを支援する好循環が生まれてきており、国内バイオベンチャーを取り巻く業界環境に光も見える。

今後も、国内バイオ産業の発展のため、より一段の産官学連携やオープンイノベーションの活用等により、グローバルで競争力のあるバイオベンチャーの創出を支援したい。(了)

筆者略歴:時田 太郎(ときた たろう)

SMBCベンチャーキャピタル株式会社 執行役員 投資営業第二部長。

1989年、(株)住友銀行(現(株)三井住友銀行)入行、2006年、大和SMBCキャピタル(株)、2010年からはSMBCベンチャーキャピタル(株)にて、約11年に亘り、先端テクノロジー及びライフサイエンス分野のベンチャー投資を行う他、産学連携による大学発ベンチャー支援や大企業と連携したオープンイノベーションへの取組を推進。

早稲田大学政治経済学部卒。

第16回IPSN講演会のお知らせ

健康で美しく、輝く社会の実現に向けて

～ライフサイエンス・ヘルスケア分野で活躍する女性キャリアの視点から～

- 日 時 2017年10月13日（金）13:30～15:00
- 会 場 パシフィコ横浜 アネックスホールF201号（横浜市西区みなとみらい）
- 参加費 無料
- 定 員 120名

プログラム（8月現在・敬称略）

- 開会挨拶 知的財産戦略ネットワーク(株) 代表取締役社長 秋元 浩
- 13:35～13:50 【健康で美しく、輝く社会の実現に向けて】
株式会社セルバンク 取締役／京都府立医科大学 特任教授 前田 裕子
- 13:50～14:05 【FiNCで実現するヘルスケア】
株式会社FiNC 取締役 CISO 小島 かおり
- 14:05～14:20 【女性ならではの発想力を生かしたしなやかな病院改革】
医療法人高砂会 飯田病院 理事長 上野 恵子
- 14:20～14:50 トークセッション（モデレーター前田氏／小島氏／上野氏）
- 14:50～15:00 質疑応答・閉会挨拶

女性の社会進出に注目が集まる昨今、ライフサイエンス・ヘルスケア分野においてもベンチャー企業等で活躍する女性経営者が増加しています。今回の講演会では、現在、当分野で活躍されている3名の講師をお迎えして、当分野特有の経営マネジメントについて語っていただきます。



■お申込み方法：

バイオジャパン2017ウェブサイトよりお申込みください。
<http://www.ics-expo.jp/biojapan/main/>

※9月中旬頃お申込み受付開始

※講演会に参加するためには、バイオジャパン2017のご来場登録が必要となります。ご登録後、ご来場者専用ページ「マイページ」からお申し込み下さい。

■お問い合わせ先

金野 陽子（このん ようこ）
 知的財産戦略ネットワーク(株)
 Tel: 03-5288-5401 Fax: 03-3215-1103
 Email: konno-yoko@ipsn.co.jp

Bio Japan 2017に出展します

2017年10月11日(水)から13日(金)まで、パシフィコ横浜にて開催される「Bio Japan 2017」にブース出展します。知財コンサルティングやマッチング相談などを承ります。また、バイオベンチャー様向けのIPSNができる支援についてもご紹介させていただきます。

ご来場を心よりお待ちしております。

開催展名: Bio Japan 2017 -World Business Forum

会 期: 2017年10月11日(水)ー13日(金) 10:00~17:00

会 場: パシフィコ横浜 展示ホールB/C/D

公式サイト: <http://www.ics-expo.jp/biojapan/main/>

●ブース小間番号: D-51

知財コンサルティング等の相談をご希望の方は、担当:金野までご連絡頂ければ幸いです。事前に、専門スタッフとの面談を設定させていただきます。

●招待状

招待券(入場無料)を希望される方は、ご連絡下さい。郵送させていただきます。

●IPSN講演会同時開催

10月13日には同会場にて第16回IPSN講演会も開催します。奮ってご参加下さい。

(前ページご参照)。

(問い合わせ・連絡先)

担当:総務部 金野陽子

Tel: 03-5288-5401 Email: info@ipsn.co.jp

東京都・ライフサイエンスベンチャー商談会支援事業受託

東京都は、一昨年から都内に集積するライフサイエンス産業分野で研究開発を行うベンチャー企業等の成長を後押しするため、展示会への出展及び商談参加への支援を実施しています。今年度も、BioJapanへの出展・商談会参加を希望する医薬品／創薬、創薬支援／受託サービス、診断、介護機器等の分野に取り組んでいる都内のベンチャー企業等10社を対象に支援を行っています。

IPSNは、過去2年間の実績の上に、今年度も東京都からこれら10社に対してBioJapan2017における商談会に向けたコンサルティング及び展示会当日のサポート業務を受託しました。展示会及び商談会はベンチャー企業等の今後のビジネス展開を大きく発展させる場であり、IPSNは商談の成功にむけて実戦的なサポートをさせていただきます。



INFORMATION

■主な活動報告（2017年6月～8月）

6月25日 第30回企業会員向けゼロ次情報提供

6月28日～30日 Bio tech 2017出展

■主な活動予定（2017年9月～11月）

9月下旬 第31回企業会員向けゼロ次情報提供

10月11日～13日 バイオジャパン2017出展

10月13日 第16回IPSN講演会 (Bio Japan 2017会場)

■寄稿のお願い

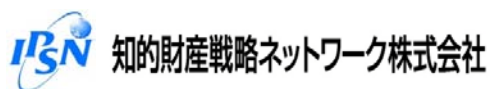
IPSNでは、皆様から産官学連携推進、先端技術分野の知財を巡る問題や課題について幅広いご意見、論文をお寄せ頂き、かかる問題を考える場として本ニュースの紙面を活用しています。

ご意見、論文がございましたら弊社までお寄せください。

編集後記

おかげさまで、IPSN Quarterlyは、今回で第30号発刊となりました。2010年5月の創刊号から7年の月日が経ち、ライフサイエンス分野のオープンイノベーション・産官学連携も更に活発になってきたように思います。設立当初から「ネットワーク」を軸とした他機関との連携に重点を置いて活動を行ってきた弊社にとっては弊社の存在が多少なりと社会にお役に立てているのではないかと自負しております。

さて・・・来る10月13日のIPSN講演会では、ライフサイエンス業界で活躍されている女性3名をお招きし、経営マネジメントを語って頂く予定です。巷ではジェンダー論議が頻繁にされている現在、「女性」という冠を付けるのはいかなものか、と思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、経営マネジメントに女性の視点というエッセンスを加えてみたら、新たなヒント・気づきを得られるのではと思い、あえて企画しました。私自身、働く女性の一人として今からとても楽しみにしております。女性の方はもちろんのこと、男性の方も是非ご参加頂ければ幸いです。(金野陽子)



本書の内容を無断で複写・転載することを禁じます。
 2017年8月発行 The IPSN Quarterly (第30号・夏)
 〒100-0005 千代田区丸の内1-7-12サピアタワー10階
 電話: 03-5288-5401 ファクシミリ: 03-3215-1103
 URL: <http://www.ipsn.co.jp/>
 Email: info@ipsn.co.jp